

別表第1

高根沢町内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町工事等の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 町工事等の施工等に当たり、過失により町工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く)。</p> <p>3 栃木県内における工事等で前号に掲げる以外のもの(以下「一般工事等」という)の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、町工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>

措置要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 町工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の各号に掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>(1) 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で第1号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 使用人（有資格業者の使用人で第2号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が栃木県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次の各号に掲げる者が栃木県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6箇月以上24箇月以内</p> <p>5箇月以上18箇月以内</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5箇月以上18箇月以内</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p> <p>2箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月以上24箇月以内</p> <p>5箇月以上18箇月以内</p>

措置要件	期間
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>4 次の各号において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 町工事等にかかる違反行為</p> <p>(2) 一般工事等にかかる違反行為（上記第1号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 上記各号以外の工事等にかかる違反行為</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月以上24箇月以内</p> <p>5箇月以上18箇月以内</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 町工事等に関し、次の各号に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等又は使用人</p> <p>6 次の各号に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6箇月以上24箇月以内</p> <p>6箇月以上24箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5箇月以上18箇月以内</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>7 本町の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次の各号に掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12箇月以上36箇月以内</p>

措置要件	期間
<p>(2) 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 町工事等に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>9 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、町工事等に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>11 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員など禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(暴力団員等)</p> <p>12 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。</p> <p>13 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ、 改善されたと認められる までの期間</p> <p>当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内</p>

措置要件	期間
<p>14 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内</p>
<p>15 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内</p>
<p>16 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内</p>